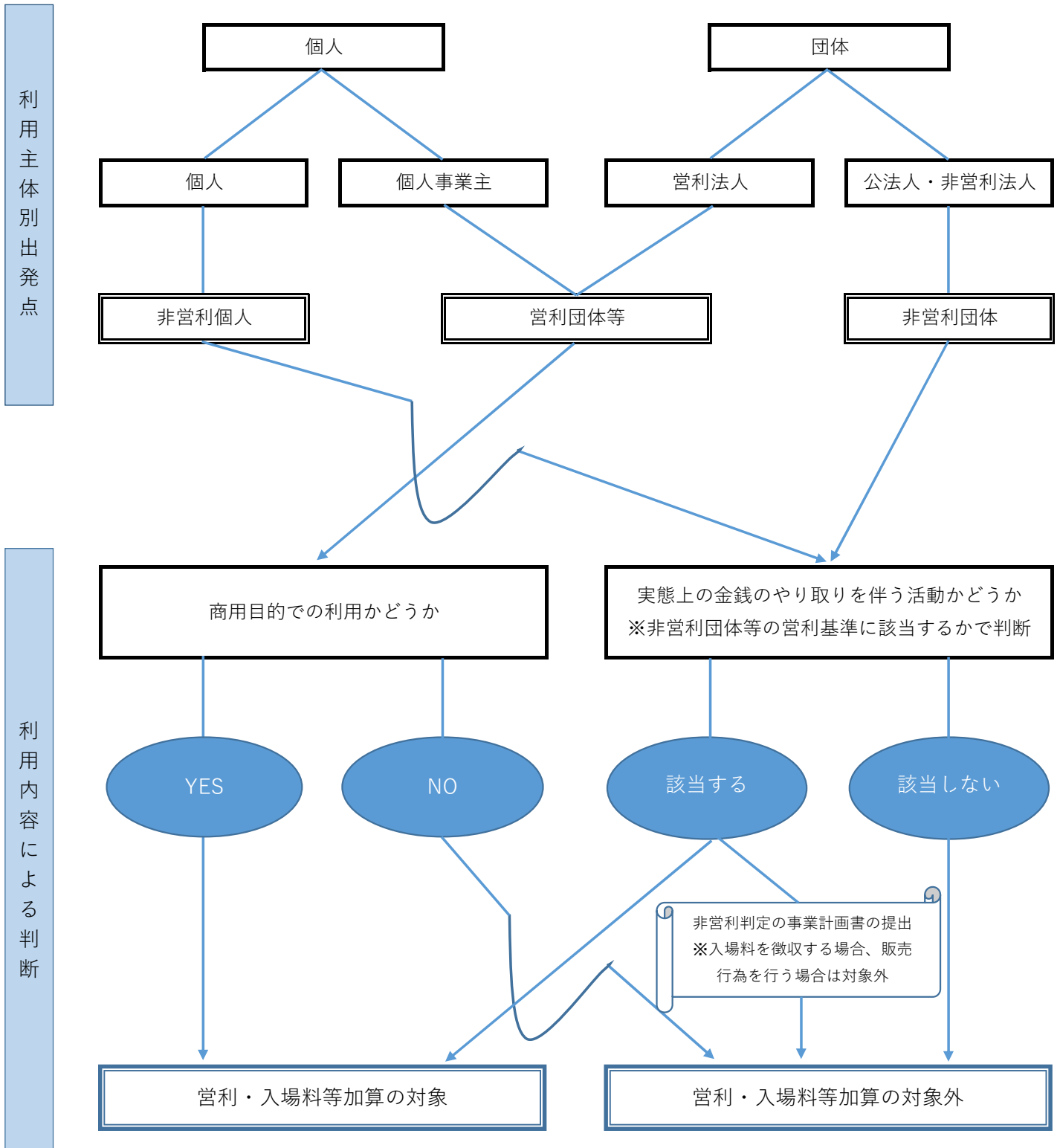


営利・入場料等加算適用フローイメージ



「商用目的での利用かどうか」は、利用主体が営利団体等であれば、基本は営利目的利用となるが、商用目的ではないと認められる利用内容の場合は、非営利目的利用として扱う。商用目的ではない場合とは、スポーツチームの練習、チャリティ活動等が想定される。